

災害時における石綿モニタリングに関する合意書

埼玉県（以下「甲」という。）と一般社団法人埼玉県環境計量協議会（以下「乙」という。）は、災害時に損壊した建築物等から発生するおそれのある石綿の飛散状況を把握するための環境モニタリング（以下「石綿モニタリング」という。）について次のとおり合意する。

（趣旨）

第1条 この合意は、県内において地震、洪水、土砂災害その他大規模な災害により建築物又は工作物が損壊した場合、迅速かつ円滑に石綿モニタリングを行うことを目的とする。

（体制の整備）

第2条 甲は、乙と協議の上、石綿モニタリングを行うための連絡体制を整備するものとする。

2 石綿モニタリングを行う者（以下「モニタリング実施者」という。）は、乙の指名に基づいて甲が決定する。

3 甲と乙は、石綿モニタリングに関する訓練を年に1回以上行うものとする。

4 訓練の内容は、甲、乙協議して定める。

（石綿モニタリングの実施）

第3条 石綿モニタリングは、甲の要請により行う。

2 石綿モニタリングは、環境省が定めた最新の「アスベストモニタリングマニュアル」に基づき行うものとする。

（石綿モニタリングの費用）

第4条 石綿モニタリングの費用は、甲が負担する。

2 前項の費用は、災害時直前の価格を基準に甲、乙協議して定める。

（その他）

第5条 この合意のほか、石綿モニタリングに必要な事項は、甲、乙協議して定める。

この合意を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を所持する。

平成30年11月6日

（甲） さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県

環境部長 加藤和男

（乙） さいたま市大宮区上小町1450-11

一般社団法人 埼玉県環境計量協議会

会長 山崎研一